

<資格者証交付申請時の「個人番号カード」の利用について>

平成 28 年 1 月から個人番号カードの交付が開始されることにともない、資格者証交付申請時に申請書に貼付された写真が本人のものであることを確認する資料として、「個人番号カード（おもて面（写真が貼付されている側））のコピー」も利用していただくことが可能となりました。

個人番号カードは、「おもて面」に氏名、住所、生年月日、性別が記載され、顔写真があります。マイナンバー（個人番号）が記載されている個人番号カードの「うら面」のコピーは、絶対に提出しないようお願い致します。

当センターが、交付申請者の皆さまへ個人番号や暗証番号の提出や記入をお願いすることはございません。

【参考】

<当センターへ提出する個人番号カードのコピーについて>



提出する面



提出してはならない面



【おもて面】



【うら面】

総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html) の「個人番号カードの様式について」を加工したもの

※ <申請書に貼付された写真が本人のものであることを確認する資料>

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真入り）、特別永住者証明書、在留カード、個人番号カード（おもて面）のいずれかのコピー

以上